地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定によって、未利用県有地等の利活用及び処分に係る監査を実施したので、同条第九項の規定によって、別冊のとおり公表する。

平成二十七年三月十九日

広島県監査委員　佐々木　弘　司

同　宮　政　利

同　髙　橋　義　則

同　佐　藤　　均